

〔翻 訳〕

David G. Chamberlain 著
「暗号資産に対するフォーク（分岐）の信念
-課税上の非実現事象（FORKING BELIEF
IN CRYPTOCURRENCY:
A TAX NON-REALIZATION EVENT）」
（2021年）（2・完）

古 賀 敬 作〔訳〕

〔訳者はしがき〕

本稿は、こうした、暗号通貨のハードフォークに係る米国における課税について、カリフォルニア工科大学サンルイスオビスポ校の准教授（Accounting and Tax）である David G. Chamberlain 氏が、Florida Tax Review 24巻2号651頁（2021年）に掲載した「暗号資産に対するフォーク（分岐）の信念-課税上の非実現事象（**FORKING BELIEF IN CRYPTOCURRENCY: A TAX NON-REALIZATION EVENT**）」と題する論考（原文英語）の日本語仮訳である。この論文の構成は、以下の通りである。

- I. 序論
- II. 金銭は信念の尺度
- III. ハードフォークは信念の一部
- IV. 実現は所得税の基礎（以上、73巻1号）
- V. 分岐は実現ではない
- VI. フォークに対する内国歳入庁の誤り
- VII. フォークの実態は富の取得ではない
- VIII. 取得価額の分割は困難な部分である
- IX. 終了例示と結論（以上、73巻3号）
- X. 参照（便宜上、73巻1号）

なお、本翻訳の質及び原文との本翻訳の一貫性・整合性については、訳者が一切の責任を負う。原文と本翻訳との間になんらかの矛盾がある場合には、原文のみが有効とされる。また、本日本語仮訳における脚注については、訳者が原文の footnote から任意に抽出し

たものである。

V. 分岐は実現ではない

ハードフォークによる暗号通貨コインの分割の最良のアナロジーは、不動産を別々の区画に細分化である。土地の細分化による租税効果は、*Heiner v. Mellon* 事件における最高裁判所により議論された¹⁾。当裁判所は、土地の細分化を含む多くの租税訴願庁の事案において確立された準則が決定的であると判示した。これらの事案においては、年度末に売れ残った小区画数に関係なく、細分化による区画の間に、不動産の総区画の取得価額を割り当て、各区画の売却の利益を認識する必要があるという準則が確立された。

Mellon 事件で引用された数多くの事案における議論に特に欠落していた議論は、土地の細分化自体が課税対象事象であるかどうかの検討であった。細分化が非実現の事象であったという事実は、あまりにも明白過ぎて言うに値しそうもない。結果、地主は既存の財産を義放棄せず、その過程で新たな財産も受け取らなかった。しかし、細分化自体が実現の事象であった場合には、区画の売却による所得の指標は異なっていたであろう。それは、分割時の売却価格と区画価額との差である。区画は、分割時に以前の未実現の利得が認識されると、それに基づき新たな公正市場価格を取るため、取得価額の割当ては必要ない。したがって、*Mellon* 事件における一連の決定は、土地の最初の細分化が実現の事象ではなかったという理解に基づいていたことは明らかである。

一部の学者によって提唱されている不動産の細分化よりも興味ぶかいアナロジーは、妊娠中の家畜のアナロジーである²⁾。例えば、*Gamble v. Commissioner* 事件では、租税裁判所は、納税者は、子馬の売却で認められた利益を決定するために、妊娠中の競走馬の雌親に支払われた取得価額を当該雌親と当該雌馬の子馬の間に割り当てなければならないと判断した³⁾。このアナロジーは、それ自体はあまりにも興味ぶかい。もっとも、*Tax Notes* の寄稿者 Lee Sheppard は、「ビットコインは妊娠中の牛ではない」という理由で議論を嘲笑た⁴⁾。それにもかかわらず、*Gamble* 事件の意味合いは、*Mellon* 事件と同じである。つまり、土地の区画の細分化も、子馬の誕生も、暗号通貨のフォークも実現の事象ではない。

ハードフォークと不動産の細分化の比較は単なるアナロジーに過ぎないが、ハードフォークが実際上、財産の分割であるという結論は正に確固たる基盤の上にある。分割さ

1) 304 U.S. 271 (1938). Although the Court relied on property subdivision cases in its analysis, the actual issue in *Mellon* was whether the taxpayers should recognize gain on the sale of whiskey during the liquidation of a whiskey business. *Id.* at 274-76 The Court held that gain should be recognized upon the sale of each part of the business, including the inventory of whiskey, rather than deferring the recognition of gain or loss until the entire business was disposed of. *Id.* at 277.

2) *See, e.g.*, Nelson C. Yates II, Stock or Livestock? Hard Fork Basis Allocation, 162 TAX NOTES 61, 67-69 (Jan. 7, 2019).

3) *Gamble v. Comm'r*, 68 T.C. 800, 820-21 (1977).

4) Lee A. Sheppard, *Cryptocurrency Customer Compliance*, 165 TAX NOTES FED. 709, 715 (Nov. 4, 2019).

れていない財産は、歴史的なブロックチェーン上で最初に作成された（そしてその後転送された可能性がある）元のコインである。ブロックチェーン上の台帳登録は、地方の記録管理に提出された不動産証書に相当する。コインの権原の連鎖は、歴史的なブロックチェーンを通じて決定的に追跡される可能性がある。フォークは、元のコインをレガシーコインと新しいコインの2つのコインに分割する事象である。これは、地方の記録管理所に細分化地図を提出するのとよく似ている。例えば、カリフォルニア州では、細分化地図の提出が必要なだけでなく、地図が提出されなければ、結果として得られる区画の1つの販売が無効になり得る⁵⁾。つまり、ハードフォークのように、財産の細分化は、課税対象事象ではないにもかかわらず、法的効力を有する重要な事象である。

不動産の細分化と暗号資産のハードフォークとの間には多くの類似点が存する。別々の区画とより大きな財産の場合と同様に、元のコインへのタイトルの連鎖はフォークによって途切れることなく、つまり、まったく同じ権原のチェーンがレガシーコインと新しいコインの両方に適用される。レガシーコインと新しいコインは、一方または両方の通貨を制御するソフトウェアプロトコルが変更されているため、異なる特性を持っています。しかし、この事実は、結果として生じる区画が異なる特性を有する限り、ハードフォークを土地の細分化と区別しない。例えば、細分化された区画の1つが河川に接し、別の区画が内陸に接している可能性がある。フォーク後のレガシーコインと新しいコインの総価値がフォーク前の元のコインの価値よりも大きいかどうかは、実現の事象が発生したか否かの問題であって、不動産の大きな区画が市場性のある区画に分割された後により価値が高まるかどうかよりも重要ではない。裁判所が *Macomber* 事件において裁判所が述べたように、市場価値は、分割された財産の「本質 (essence)」を決定するに当たっての「危険な規準 (an unsafe criterion)」である⁶⁾。

上述のとおり、納税者は、その財産が2つ以上の部分に分割されたときに所得を認識しないという結論は、それらの部分のその後の処分についてどのように租税を課されるかに対処する当局から大きく推測されなければならない。つまり、単一の納税者の財産が分割されている場合、当局は希少です。2人以上の所有者間の財産の分割をどのように扱うかという問題に関しては、より直接的な指針がある。当該指針は、財産分割が非実現の事象であるという見解を強く支持する。

最も初期の事案の1つは、1935年の租税訴訟 *Walz v. Commissioner* 事件⁷⁾ である。この事件は、離婚時に夫妻間の夫婦共有財産 (community property) の分割に関連する事案であった。争点は、Walz 氏がラジオ・コーポレーション・オブ・アメリカの株式400株をコミュニティの財産から妻の単独所有物に分割することで、10,231ドルの損失を差し引くことができるか否かであった。当裁判所は、「営利目的のために購入された資産の混合総

5) See CAL. Gov'T CODE § 66426 (necessity to file tentative and final maps for property subdivision); CAL. Gov'T CODE § 66499.32 (voidability of deeds or contracts if subdivision maps are not filed).

6) *Eisner v. Macomber*, 252 U.S. 189, 215 (1920).

7) 32 B.T.A. 718 (1935).

額を共有する所有者が、……それを分割することを決めた」場合には、損益は生じないと判示した⁸⁾。その後の事件とルーリングは、離婚時に夫婦共有財産のほぼ同等の分割においては、利益または損失がもたらされないことを確認した⁹⁾。内国歳入庁はまた、この判旨の考えを州の非夫婦共有財産の共同保有財産の分割に拡大した¹⁰⁾。これらの事件とルーディングはすべて離婚に係る財産分割に関連し、現在、内国歳入法 §1041¹¹⁾ のより寛容な規定によって統括される主な領域であるが、Walz 事件における裁判所が規則をあらゆる形態の共通所有に適用されると判示したことは注目に値する。

離婚の文脈の外では、内国歳入庁は共同所有財産の分割が実現利益または損失をもたらすかどうかに対処する多くのルーディングを発遣した。レベニュー・ルーディング56-437は、共同テナントに保有されている企業株式を、各元テナントが保有する2つの別々の株券に分割することは非課税の対象であるとしている¹²⁾。このルーディングが企業株式のような代替可能な財産にのみ適用されると仮定されないように、他のルーディングはそれを不動産の分割に拡張している。一連のプライベート・レター・ルーディング（私的通達書）¹³⁾において、内国歳入庁は、複数の家族が共有のテナントとして保有していた単一の連続した不動産を、各家族が所有する別々の区画に分割することも非課税の対象の分割であると判断した。当該ルーディングは、内国歳入法 §1001 適用上、「分割が新たな又は追加的な権益の取得ではない（the parties do not acquire a new or additional interest）」ため、分割は交換ではないと理解した¹⁴⁾。

レベニュー・ルーディング79-44¹⁵⁾において、内国歳入庁は、共同所有された2つの別々の土地区画の所有権が分割され、各納税者が2つの区画のうちの1つを所有する状況に、非実現の所有をさらに拡大することを拒否した。もっとも、事実はより複雑だが、当該レベニュー・ルーディングは、上記のプライベート・レター・ルーディングと完全に一致している¹⁶⁾。無関係の2人の農夫、AとBは、それぞれ共通のテナントとして2つの別々の農地の区画に分割されていない半分の持分を所有していた。両方の区画は2,000 x ドルの価値があったが、AとBの両方が個人的に責任を負う1,000 x ドルの住宅ローンを持

8) *Id.* at 719.

9) *Carriers v. Comm'r*, 64 T.C. 959 (1975), acq. in result, 1976-2 C.B. 1, *aff'd per curiam*, 552 F.2d 1350 (9th Cir. 1977); Rev. Rul. 76-83, 1976-1 C.B. 213.

10) Rev. Rul. 81-292, 1981-2 C.B. 158.

11) For example, Code section 1041 now extends non-recognition treatment to all property settlements pursuant to divorce even if they are unequal or involve transfers of separate property.

12) Rev. Rul. 56-437, 1956-2 C.B. 507.

13) P.L.R. 2003-28-035 (Jul. 11, 2003); P.L.R. 2003-28-034 (Jul. 11, 2003); P.L.R. 2003-03-023 (Jan. 17, 2003).

14) The quoted language is repeated in each of the private letter rulings cited *supra* note 84, with each also citing the California property law case *Noble v. Beach*, 130 P.2d 426, 430 (Cal. 1942).

15) Rev. Rul. 79-44, 1979-1 C.B. 265.

16) Unlike private letter rulings, revenue rulings are binding on the Service and substantial authority for taxpayers. Of course, taxpayers remain free to take positions contrary to revenue rulings.

いたのは1区画だけであった。AとBは、それぞれが区画の1つを完全に所有するように「彼らの権益を再配置」した。Aが抵当権の対象となる財産を取得したので、Bは500×ドルの金額でAに約束手形を実行した。レベニュー・ルーディングは、交換は両当事者にとって実現の事象であったが、Aが受け取ったブートの範囲（すなわち、500×約束手形）を除いて、内国歳入法 § 1031 の下で同様の種類の交換として非承認扱いを受ける資格があると結論付けた。この結果は、当該取引が最初に、各区画を2つの半分に分割する（非実現の事象）として分析され、続いて半分区画の交換（実現の事象）として分析される場合にのみに当てはまる。最初のステップでの財産の分割が実現の事象であった場合、当該レベニュー・ルーディングはそのステップを別々に分析しなければならなかった。

要約すると、すべての先例は、単一の財産の分割が非現実の事象であるという結論に明らかにつながる。これは、分割の前に財産の所有者が2人以上いる場合でも当てはまる。元のコインの所有者が結果として生じる両方のコインの所有権を保持するハードフォークの場合のように、分割前に単一の納税者が財産を所有していた場合には、他の結論に合理的に到達することはできない。

VI. フォークに対する内国歳入庁の誤り

Glenshaw Glass 事件は、ハードフォークが課税対象であると結論づける内国歳入庁や大部分の学者により依拠される主な先例であるため、当該事件を詳しく観察することは適切である。グレンショー・グラス・カンパニーは、詐欺および独占禁止法違反の申し立ての和解において、機械メーカーから懲罰的損害賠償を受領した¹⁷⁾。*Glenshaw* は、所得は「資本、労働、またはその両方から派生（しうる）」¹⁸⁾ という *Macomber* 事件の裁判所の陳述書に依拠して、当該懲罰的損害賠償は資本または労働のいずれからも得られていないため、所得として課税されないと主張した¹⁹⁾。これに対して、当裁判所は、*Macomber* の定式化は「将来のすべての総所得問題に試金石を提供することを意図していない」²⁰⁾ と判示し、実際には試金石のようなものとして機能してきた定式化を置き換えた。曰く、「ここにおいては、富への否定できないアクセスの事例があり、明確に実現され、納税者が完全な支配権を有する (Here we have instances of undeniable accessions to wealth, clearly realized, and over which the taxpayers have complete dominion)。」²¹⁾ 当該ルーディングは、まさにこの命題のために *Glenshaw Glass* 事件判決を引用している²²⁾。ハードフォークの課税に関するほとんどの学術的解説も同じことをしている。

17) *Comm'r v. Glenshaw Glass Co.*, 348 U.S. 426, 427-28 (1955).

18) *Eisner v. Macomber*, 252 U.S. 189, 207 (1920) (quoting *Doyle v. Mitchell Bros.*, 247 U.S. 179, 185 (1918)).

19) *Glenshaw Glass*, 348 U.S. at 431.

20) *Id.*

21) *Id.* at 431.

22) Rev. Rul. 2019-24, 2019-44 I.R.B. 1004 (citing *Glenshaw Glass* in “Law and Analysis” section).

Glenshaw Glass 事件の定式を適用すると、連邦所得税の射程内に所得または利益が存在するためには、(1)富への加入、(2)明確な実現、および(3)支配と支配の3つの要件が満たされなければならない。本稿では、ハードフォークの場合、最初の2つの要件のどちらも満たされていないことを明確にしている。パートIIで議論するように、コイン所有者が享受できる富への加入は、暗号資産に対する人々の集団的信念の増加の結果である。ハードフォーク自体は、暗号資産コミュニティ内の信念の分裂をもたらすだけであり、増加はもたらさない²³⁾。パートIVとVは、*Glenshaw Glass* 事件の後も相変わらず関連性のある実現要件について議論し、ハードフォークは単なる財産の分割であり、したがって実現の事象ではないことを説示した。少数の学者もまた、財産分割のアプローチを受け入れている²⁴⁾。支配に関しては、様々な学者が興味深いタイミングの疑問を提起しているが、最初の2つの要件が満たされていないため、要件は最終的に関連性がない。

Glenshaw Glass テストを適用しようとする部分的な試みとして、ルーディングはコイン所有者が実際にハードフォークで所得を実現しているという結論に達した。具体的には、このルーディングは、コイン所有者がコインに対する支配権を行使できる場合、コイン所有者はハードフォークで作成された「新しい」コインの全額に等しい経常利益を認識すると認識する²⁵⁾。富への加入があるという要件に関しては、当該ルーディングは、コイン所有者が「新しい資産を受け取る」ため、富への加入があると要約的に結論付ける²⁶⁾。この結論は、コイン所有者がフォークの結果として新しいものを受け取るという事実を無視している。つまり、レガシーコインと新しいコインは、それぞれ同じ元のコインにその存在を遡る。所得が「明確に実現される (clearly realized)」という *Glenshaw Glass* の要求に関しては、ルーディングには議論が全く含まれていない。当該ルーディングの起草者が財産分割事件を検討したという兆候はない。支配と支配の要件について、裁定は、支配はフォークの瞬間には発生しない可能性があり、所得の認識は、場合によっては、後になる

23) Part VII will demonstrate these principles in the context of two real-life forks. Moreover, it will show that one of the forks took place in the context of a loss of wealth, rather than an accession thereto.

24) One scholar firmly supports the division of property analysis. Benjamin M. Willis, *You Weigh In: Can Cryptocurrency Forks Be Tax Free?*, 166 TAX NOTES FED. 1469 (Mar. 2, 2020). Two other scholars seriously entertain the notion that a hard fork is a division of property. Ted R. Stotzer, *Virtual Currencies—Gaps, Questions, and Pitfalls*, 161 TAX NOTES 1463 (Dec. 17, 2018) (suggesting forks may either be treated like stock splits (a division of property) or taxable stock dividends); Yates, *supra* note 73, at 68–69 (discussing how basis allocation could be made if hard forks were treated like pregnant cows giving birth to calves). A final scholar considered the division-of-property approach in one article but rejected it in a later article. Compare Calvin, *Identifying Dispositions*, *supra* note 24 (discussing divisions of trusts and other divisions as possible analogies), with Jim Calvin, *When (and If) Income Is Realized from Bitcoin Chain-Splits*, 58 TAX MGMT. MEM. (BNA) 479 (Nov. 27, 2017) [hereinafter Calvin, *Chain-Splits*] (implicitly rejecting division analysis by definitively adopting unsolicited sample analogy).

25) Rev. Rul. 2019–24, 2019–44 I.R.B. 1004 (Situation 2).

26) *Id.*

まで延期される可能性があることを認めている²⁷⁾。幾人かの学者が、納税者が新しい硬貨を売ったり、交換したり、処分したりしない限り、所得が存しないと仮定しているのは、その時になって初めて、彼らがそれに対する支配を「明白に主張 (unambiguously assert)」するからである²⁸⁾。興味深いことに、この問題は、ここではこれ以上、議論しない。

示唆されることは、内国歳入庁がフォークの直接的な結果として新しい暗号通貨のコインを所有するようになる納税者に適用されることを意図したということに尽きる²⁹⁾。上記の議論は、それがそうであることを前提としているが、その文字通りの用語では、ルーディングは実際にはこれらのコインには適用されない。当該ルーディングの起草者たちが、ハードフォークがどのように機能するかについて明確に理解していなかったことは明らかである。起草者は、ハードフォークが新しい通貨を作成することを理解していたようだが、コインが外部エージェントによって所有者の「台帳アドレス」に「空中投下」された場合にのみ、元の通貨の所有者が新しい通貨を所有するようになることと誤って仮定していた³⁰⁾。実際には、第 III 部で説明したように、元の通貨のコインのすべての所有者は、ハードフォークの直接的な結果として、自動的にレガシー通貨の 1 つのコインと新しい通貨の 1 つのコインを所有するようになる。エアドロップはまったく異なる事象である。エアドロップでは、無関係な暗号通貨のプロモーターは、通常、今後の初期コインの提供に注意を引くためのマーケティング戦略として、既存の通貨の所有者に無料のコインを提供します。実際の空中投下の場合、裁定の分析は健全であろう。つまり、空中投下されたコイン

27) The Ruling uses as an example the situation where the taxpayer holds the original coin through a cryptocurrency exchange and the exchange does not immediately support the new coin. *Id.* The Ruling would require the taxpayer to recognize income as soon as the exchange decides to support the coin since the taxpayer would then have the ability to sell the coin.

28) Chason, *supra* note 40, at 4; see also Calvin, Chain-Splits, *supra* note 95. These scholars consider the new coin to be akin to a free sample or other unsolicited property and rely on cases and rulings in that domain, such as *Haverly v. United States*, 513 F.2d 224 (7th Cir. 1975) (holding that the professor had income when he asserted dominion over complimentary textbooks by donating them). Although the timing of income realization under this approach is the same as under my division-of-property analysis, the character of the income differs (ordinary rather than capital gain) as does the ability to offset the income by a portion of the original coin's basis. The approach suffers from the same analytic defects as the Ruling's approach.

29) In a discussion with the drafters of the Ruling, the author (and his prior coauthor) confirmed that the Service's position is that a hard fork results in income to taxpayers who come to own coins of the new cryptocurrency no matter how that ownership comes about. Accord David J. Shakow, *Taxing Bitcoin and Blockchains: What the IRS Told Us (and Didn't)*, 166 TAX NOTES FED. 241, 249 n.45 (Jan. 13, 2020). Moreover, a recent advice memorandum from the Service's Chief Counsel office to Branch 4 correctly describes the mechanics of a hard fork and concludes that the result is the same. See Kristen A. Parillo, *IRS Clarifies Treatment of Crypto Hard Fork*, 171 TAX NOTES FED. 466 (Apr. 19, 2021).

30) Rev. Rul. 2019-24, 2019-44 I.R.B. 1004 (compare Situation 1 where there is no airdrop with Situation 2 where there is one).

はめったに重要な価値を有せず、迷惑な「無料」サンプルとして適切に特徴付けられるべきである。ハードフォークとは対照的に、エアドロップにはカウンターパーティーが存する。ハードフォークがどのように機能するかを完全に理解した後、サービスがプロパティ分割分析を採用する可能性がある。その間、ルーディングはハードフォークに適用されると仮定する必要がある。

かかるルーディングは、「素朴な (unembellished)」 *Glenshaw Glass* 分析と称されるところのものに従っている。ハードフォークから生じる所得は「源泉を問わず生ずる (from whatever source derived)」の所得であると結論づけているが、それをさらに特徴づけようとはしていない。大部分の学者も同じアプローチを取っている³¹⁾。内国歳入庁も学者も、所得が内国歳入法 §61(a)(3) に基づく財産を扱うことから得られるとは考えていないことは明らかである³²⁾。もっとも、一部の学者は *Glenshaw Glass* の分析³³⁾ を、財産の分割³⁴⁾、財産の発掘 (宝の山)³⁵⁾ および未承諾財産 (無料サンプル) を含む様々な類推を

- 31) Among scholars, only Ravichandran & Fiore, *supra* note 38 (訳者補注-原文の脚注38は、以下の通りである。“The term “hard fork” is a cryptocurrency term that is generally well understood and standardized, but even it is sometimes used in nonstandard ways. As most commonly used (and as used in this Article), a hard fork will always result in the existence of two separate cryptocurrencies. However, it is sometimes used to refer to a software protocol upgrade that is adopted by all users of the cryptocurrency—i.e., an upgrade that does not result in the creation of a separate cryptocurrency. See, e.g., Arvind Ravichandran & Maurio A. Fiore, *Cryptocurrency Forks: A Response to the IRS’s Recent Guidance*, 166 TAX NOTES FED. 1261, 1270 (Feb. 24, 2020) (using term “chain split” to refer to what this article calls a “hard fork”).”), have adopted the view that the income is described in Code section 61(a)(3) (“[g]ains derived from dealings in property”) under a Cottage Savings analysis. See *supra* notes 61–66 and accompanying text. Although the Ruling cites section 61(a)(3), it is clear that the analysis is not based on it since the Ruling concludes that income from the fork is ordinary in character.
- 32) Among scholars, only Ravichandran & Fiore, *supra* note 38, have adopted the view that the income is described in Code section 61(a)(3) (“[g]ains derived from dealings in property”) under a Cottage Savings analysis. See *supra* notes 61–66 and accompanying text. Although the Ruling cites section 61(a)(3), it is clear that the analysis is not based on it since the Ruling concludes that income from the fork is ordinary in character.
- 33) See, e.g., Comments on the Tax Treatment of Hard Forks from ABA Section of Tax’n to Acting IRS Comm’r David Kautter, at 8 n.17 (Mar. 19, 2018), <https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/taxation/policy/031918comments2.pdf> [<https://perma.cc/5625-LH43>] [hereinafter ABA Tax’n Comments] (positing various analogies with very little analysis).
- 34) See, e.g., Stotzer, *supra* note 95 (訳者補注-原文の脚注95は、以下の通りである。“One scholar firmly supports the division of property analysis. Benjamin M. Willis, *You Weigh In: Can Cryptocurrency Forks Be Tax Free?*, 166 TAX NOTES FED. 1469 (Mar. 2, 2020). Two other scholars seriously entertain the notion that a hard fork is a division of property. Ted R. Stotzer, *Virtual Currencies—Gaps, Questions, and Pitfalls*, 161 TAX NOTES 1463 (Dec. 17, 2018) (suggesting forks may either be treated like stock splits (a division of property) or taxable stock dividends); Yates, *supra* note 73, at 68–69 (discussing how basis allocation could be made if hard forks were treated like pregnant cows giving birth to calves). A final scholar considered the division-of-property approach in one article but rejected it in

仮定することによって装飾している³⁶⁾。

第IV部では、セクション61(a)(3)がハードフォークを分析するための適切な枠組みであり、「利益」も「取引」もないため、ハードフォークからの総収入は生じないと主張した。それにもかかわらず、他の分析の枠組みが実りあるものになる可能性があるという考えを払拭するために、これらの他の類推のそれぞれについていくつかの言葉が正当化される。配当は、企業収益の特別扱いの成果物であり、最初に獲得時に企業レベルで課税され、分配時に株主レベルで再び租税を課されるため、貧弱なアナロジーです。暗号資産のフォークでは、企業はなく、確かに企業収益は存しない。すべての利益（もしあれば）は実現されないままである。発掘された財産も貧弱なアナロジーです。発見された財産は真の風雨、すなわち富への否定できない加入をあらわす。ハードフォークでは、「新しい」コインはレガシーコインよりも風雨ではなく、どちらも元のコインの後継者である。最後に、空中投下されたコインとは異なり、新しいコインは無料サンプルではない。最初のコインオファリングのプロモーターは、空中投下されたコインを無料サンプルとして提供するが、ハードフォークでコインを転送するプロモーターは存しない。新しい暗号通貨プロトコルの開発者は、元のコイン所有者に譲渡するコインを所有しない。所有者はすでに新しいコインを請求するために必要なすべての権利を有する。

VII. フォークの実態は富の取得ではない

2つの実際のハードフォークは、本稿で議論した原則を説明するのに有用である。まとめると、ハードフォークは、ブロックチェーンのパーティションを介して元のコインを2つのコインに分割することとして適切に特徴付けられることを明確に示している。いずれのコインも、相手が放棄した家賃ではない。このように、どのコインが新しいコインで、どれがレガシーコインであるかを特定することさえ、必ずしも明確ではない。

最も有名なフォークから始めるストーリーは、元のコインブロックチェーンをレガシー通貨（まだビットコインと称される。）と、ビットコインキャッシュ（BCH）という

a later article. *Compare* Calvin, *Identifying Dispositions*, *supra* note 24 (discussing divisions of trusts and other divisions as possible analogies), with Jim Calvin, *When (and If) Income Is Realized from Bitcoin Chain-Splits*, 58 TAX MGMT. MEM. (BNA) 479 (Nov. 27, 2017) [hereinafter Calvin, *Chain-Splits*] (implicitly rejecting division analysis by definitively adopting unsolicited sample analogy).”, at 1467.

35) *See, e.g.*, Webb, *supra* note 102, at 298 (“Bitcoin Cash might best be characterized as treasure trove”); *see also* Chason, *supra* note 40, at 37 (characterizing Bitcoin Cash as “a windfall for Bitcoin owners”) & at 24 (“doctrinal definition [of treasure trove] and the [treasure trove] regulation both support the taxation of treasure trove and other windfalls” (emphasis added)).

36) *See, e.g.*, Calvin, *Chain-Splits*, *supra* note 95 (訳者補注=原文の脚注95は、本翻訳の脚注34を参照されたい。), at text following n.11 (“[c]hain-split coins are unsolicited property that may be claimed by taxpayers if they have sufficient credentials”); Chason, *supra* note 40, at 35-36 (“best doctrinal analogy for crypto clones is free samples of merchandise”).

名前を取った新しい通貨に分割することから始まる。2017年8月のフォークが単独で考慮された場合、内国歳入庁と大部分の学者が取ったアプローチはもっともらしい。ビットコインの所有者が保有していた元のコインのほとんどは、購入日からかなり高く評価されていました。BCH コインはすぐに相当な価格で取引を開始したが、おそらくレガシービットコインが取引されていた価格の10分の1だった。最後に、レガシービットコインはフォーク前の元のビットコインと同様の価格で取引され続けられた。要するに、BCH コインは、元のコインの未実現の増加を解き放つ「フリーマネー」であると見て取れ、明らかに実現された富への加入であった。

後のフォークは、これらの前提に深刻な疑問を投げかけた。ビットコイン-BCHのフォークから1年以上後、ビットコインキャッシュは独自のハードフォークを経験した。この場合、ソフトウェアプロトコルの競合するアップグレードをリリースした2つの開発グループが存していた。一方のグループはその通貨をキャッシュABC (ABC) と称し、もう1つビットコイン通貨をキャッシュサトシビジョン (BSV) ビットコインと称した。ABCは最終的に戦いに「勝利」し、ビットコインキャッシュの名前とティッカーシンボルで取引されるようになったが、この結果はフォーク後の数日間では保証されなかつた。ABCもBSVよりも高い価値で取引されたが、価値の差はBSVが「フリーマネー」であるという印象を与えるほど重要ではなかった。おそらく最も重要なのは、フォークは2018年1月の「偉大な暗号クラッシュ (great crypto crash)」の後、2018年発生したことである³⁷⁾。その結果、元のBCHコインの多くは、フォーク時に元の購入価格よりも低い価格で取引された。このようなコインの場合、ABC-BSVフォークによって未実現の評価が解き放たれたと主張することはできない。

まず、有名なビットコイン-BCHフォークを詳しくみていくこととする。フォークは、ビットコインコミュニティ内の意見の和解不可能な相違の結果であった。シーンを設定するために、ビットコイン「スケーラビリティ」の問題に直面していた。当初の設計では、ビットコインブロックの作成の平均時間は10分で、ブロックの最大サイズは1メガバイトであった。その結果、ビットコインネットワークで処理できるトランザクションの最大数は厳しく制限され、推定値は毎秒3~15トランザクションの範囲であった。ビットコインコミュニティでは、かなり長きに亘り、論争が巻き起こった。現状の擁護者は、取引数を低く抑えて、主に投資や金のような「価値の貯蔵」になるようにビットコインと考へてた。変化の支持者の中には、ビットコインは「交換の媒体」であり、現金に代わる準備ができていべきであると主張した。この目標は、支持者が通貨を新しいプロトコルによって支配するビットコインCashという名前に選択したことによって強調された。

ビットコインプロトコルはオープンソースであるため、BCH開発者は新しいプロトコ

37) See, e.g., Michael Patterson, The Great Crypto Crash of 2018: Cryptocurrency's 80% Plunge Is Now Worse than the Dot-com Crash, FIN. POST (Sept. 12, 2018), <https://business.financialpost.com/technology/blockchain/cryptos-80-plunge-is-now-worse-than-the-dot-com-crash> [<https://perma.cc/SU4T-7E37>].

ルを実装するために変更を加えることができた。主な変更は、最大ブロックサイズを1メガバイトから8メガバイトに増やすことであった。BCH 開発者は、フォークがビットコインブロックチェーンのブロック番号478,558で発生することを事前に発表した。最初のBCHブロック（つまり、ブロックの高さ478,559）は、共有された履歴ブロックチェーン上の最後のブロックの約6時間後に採掘されました。この長い遅延については、フォークが成功するかどうか疑問が投げかけられたが、ビットコイン Cash は最終的に成功し、現在時価総額で人気のある暗号通貨である。

Glenshaw Glass が、富への実現と加入の両方を必要とすることを思い起こしてみよう。本稿の主たる論拠は、ハードフォークは実現事象ではないというものである。彼らは決して、それ自体が富への加入でもない。これからわかるように、ABC-BSV フォークは、フォークに関連して実際に富の損失があるかもしれないことを示している。ビットコイン-BCH フォークがレガシーコインと新しいコインの複合価値に及ぼす影響も明らかではない。ビットコインは、他の暗号通貨と同様に非常に揮発性であるため、変動の原因を突き止め、（フォークのような）事象が発生しなかった場合に価格の軌道を予測することは困難である。フォーク時の頃の次の特に不安定な日付を考えてみよう。

図表 1

	ビットコイン	ティックター	複合	増える
2017年7月19日	\$2,273		\$2,273	
2017年7月20日	\$2,818		\$2,818	\$544
2017年7月31日	\$2,875		\$2,875	
2017年8月1日	\$2,718	\$380	\$3,098	\$223
2017年8月4日	\$2,896	\$233	\$3,129	
2017年8月5日	\$3,253	\$213	\$3,466	\$337

フォーク前日（2017年7月31日）のビットコインの終値とフォーク当日のビットコインとBCHの合計終値を比較すると、明らかに223ドルの上昇がある。しかし、これはフォークの1週間程度前のビットコインの価値の増加（7月19日から7月20日までの544ドル）やフォークの数日後の2つのコインの合計価値の増加（8月4日から8月5日までの337ドル）よりも小幅な増加である。フォーク自体が新しい価値を生み出したという仮定は適当ではない。

議論される2番目のフォークは、あまり知られていないが、ハードフォークが富への加入であるという主張に対して、最も劇的な主張をしている。2018年11月15日、ビットコインキャッシュは劇的な出来事と論争の両方をもたらしたハードフォークを経験しました³⁸⁾。2つの開発グループがそれぞれ競合するソフトウェアプロトコルのアップグレードをリ

リースし、ビットコイン企業全体の「魂」をめぐる争った。ABCの背後にある開発者は、マイナーがブロックに含める取引を選択できるビットコインの初期設計とは対照的に、取引の「標準的な」順序付けを導入した。彼らはまた、スマート・コントラクトのクラスのサポートを含む通貨の機能のいくつかを拡張した。BSVの背後にある開発者は、ABCプロトコルで導入されたすべての変更を拒否し、ブロックサイズ制限を128メガバイトに増やし、プロトコルを元のビットコインプロトコルに近づけるために将来の変更を加えることを約束した。

フォーク前は、両方のコインが先物市場で活発に取引されており、いずれが支配的になるかは不明であった。ABCは最終的におよそ3対1の価格優位性でトップに立った。ある同時期の情報源によると、ABCはフォークの直後にコインあたり289ドル、BSVはコインあたり97ドルで取引されていた。しかし、ある時点では、取引価格の差ははるかに小さく、ABC先物はコインあたり約260ドルで取引されていたが、BSV先物は約220ドルで取引された。

ABC-BSVフォークは、多くの点で、前のビットコイン-BCHフォークと異なっていた。一つの違いは、フォークの両側のソフトウェアプロトコルに変更があったことである。その結果、ソフトウェアの変更は、どのコインが「新しい」コインであるかを判断するための意味のある基準にはなり得なかった。いま一つの重要な違いは、同時代の情報源によると、フォーク後の2つのコインの合計価値は、フォーク前のビットコインキャッシュの価値よりも低かったことである。これは「フリーマネー」のケースのように見えませんでした。最後の違いは、フォークは、2018年1月の大規模な暗号クラッシュで、暗号通貨エコシステム全体で価値が大幅に失われた後に発生したことである。その結果、ビットコインキャッシュ硬貨の多くの所有者は、ABC-BSVフォーク時に多額の含み損を抱えていた。約言すれば、フォークが富への大量加入を含むという一切の主張を實際上、含意し得ない。

VIII. 取得価額の分割は困難な部分である

一旦、ハードフォークが財産の分割であることが確立されたら、元のコインのコイン所有者の取得価額をレガシーコインと新しいコインの間でどのように配分すべきかを検討する必要がある。ルーディングと大部分の学者がとったアプローチの下では、新しいコインはフォークの結果として認識される所得の額（その時点でのコインの公正市場価値）に等しい基礎を取るため、取得価額の割り当ては必要ない³⁹⁾。ただし、財産の分割は非認識事

38) See Aaron van Wirdum, When the Fork Forks: What You Need to Know as Bitcoin Cash Goes to War, BITCOIN MAG. (Nov. 14, 2018), <https://bitcoinmagazine.com/articles/when-fork-forks-what-you-need-know-bitcoin-cash-goes-war> [<https://perma.cc/C5CV-ZG48>]. Most of the information in this section is based on van Wirdum's article.

39) This is the general rule that applies in cases where the receipt of property is taxable, such as prizes and found property. As it is not possible to take a "cost" basis, the property takes a basis equal to the amount of income recognized for tax purposes. This prevents double taxation when the property is later sold.

象であるため、この準則は適用されない。単純なアプローチは、新しいコインにゼロベースを割り当て、それによってレガシーコインを元のコインの後継者として扱い、元のコインのベースを保持することである⁴⁰⁾。しかし、以下で説明するように、そのような準則は不適切な結果と裁定取引の機会につながる。リーリングと判例法はいずれも、より大きな財産がそれぞれ分割されるときに取得価額を割り当てる試みがなされなければならないことを明確にしている。このように、その根拠をどのように配分するかについての指針は必ずしも明確ではなく、時には矛盾することもある。

執行準則は、財務省規制 § 1.61-6(a) にある。曰く、

「より大きな財産の一部が売却されたときは、財産全体の費用またはその他の取得価額は、いくつかの部分の間で公平に配分されるものとし、売却された財産全体の部分で維持される利益または損失は、販売価格とそのような部分に割り当てられた費用またはその他の取得価額との差額である。各部分の売却は個別の取引として扱われ、損益は各部分で個別に算定するものとする。したがって、損益は各部分の売却時に決定され、財産全体が処分されるまで繰延べられない。」⁴¹⁾

したがって、当該準則は、より大きな財産（すなわち、元のコイン）の基礎は、部分（すなわち、レガシーコインと新しいコイン）の間で「衡平に配賦 (equitably apportioned)」されなければならないということである。難しい問題は、どのような配賦方法が「衡平」であるかということである。

内国歳入法 § 1.61-6(a) の設例 2 は、元の不動産の「購入時」の相対値に基づいて衡平な配賦が行われる場合を説示する。具体的には、中古車用地と隣接する給油所が10,000ドルの価値があり、給油所が15,000ドル相当であった時点で取得されるケースである。このような明確な事実を考えると、25,000ドルの購入価格がそれに応じて割り当てられ、給油

40) This approach has been referred to as “calving” because it is analogous to the rule that applies when a cow that became pregnant after being acquired gives birth to a calf: that is, the cow retains its original basis, and the calf takes a zero basis. See Mattia Landoni & Gina C. Pieters, Taxing Blockchain Forks (SMU Cox Sch. of Bus. Research Paper No. 19-18, 2019), <https://ssrn.com/abstract=3475598> [<https://perma.cc/CS9V-PNUT>]. In application, it is also the effect of the approach proposed by the ABA and the AICPA. The ABA/AICPA approach treats a hard fork as a recognition event but assigns a zero value to the new coin. See ABA Tax’n Comments, *supra* note 104, at 9; Updated Recommendations on Notice 2014-21, Virtual Currency Guidance, from AICPA to IRS, at 6-7 (May 30, 2018), <https://www.aicpa.org/content/dam/aicpa/advocacy/tax/downloadable-documents/20180530-aicpa-comment-letter-on-notice-2014-21-virtual-currency.pdf> [<https://perma.cc/A95M-BA34>] [herein-after AICPA Comments].

41) Reg. § 1.61-6(a).

所の販売利益がそれに割り当てられた15,000ドルのコストに基づいて算定されることは驚くことではない。割り当ては、元の購入日と同時期の不動産全体の部分の相対値に基づいて行われるべきであるという、この「準則」は、少なくとも不動産分割の場合において確立された⁴²⁾。

Gladden v. Commissioner 事件は、より大きな不動産の構成要素の価値が不確実であるか、または最初の購入時に決定することが困難な場合に、どのように取得価額を割り当てることができるかという問題を掘り下げている⁴³⁾。この訴訟は、納税者がアリゾナ州の土地に付随する水利権を政府に売却したときの利益の決定に係る事案であった。第9巡回区裁判所は、納税者が土地を購入した時点で水利権が完全に付与されていた場合と、購入時に水利権が全く予想外であった場合とを明確に区別した⁴⁴⁾。最初の事件では、裁判所は、土地の相対的価値と購入時の水利権を決定することは容易であると仮定した。後者の場合、裁判所は、土地が購入された時点で水利権に価値を割り当てず、ゼロ基準を割り当てべきであると結論付けた。法廷での事件は、この二つの両極端のいずれも関係していなかったため、つまり、土地が購入された時点では、水利権は付与される可能性はあったが、まだ権利が認められていなかったため、裁判所は、これらの権利が評価されるかどうかの判断のために、租税裁判所に訴訟を差し戻した。

Gladden の準則が暗号資産のフォークに適用された場合、納税者が元のコインをいつ購入したかによって、結果は大きく異なる可能性がある。フォークがアナウンスされた後にコインが購入された場合には、取得価額が割り当てられるべきであろう。たとえば、ビットコインビットコインのキャッシュフォークの前に、BCH コインはすでに先物市場で取引されていた。先物価格が変動するにつれて、納税者の取得価額の割り当ても変動する。フォークが議論されているときにコインが購入されたが、起こることが保証されていない場合、取得価額の割り当てははるかに不確実となる。実際、以下で説明するオープンランザクションの教義が適用される可能性がある。最後に、フォークが考慮されるずっと前にコインが購入された場合は、ゼロ基準を割り当てる必要がある。

ゼロベース準則は、多くの場合、不適切な結果につながる。例えば、元の硬貨における納税者の根拠が、旧硬貨と新硬貨を合わせた価値に類似している場合を考えるとする。さらに、新しいコインが実質的な価値を有すると仮定する。すべての基礎をレガシーコインに割り当て、新しいコインに割り当てなかった結果は、レガシーコインに多大な組み込

42) See, e.g., *Fisher v. United States*, 82 Fed. Cl. 780, 784 n.7 (2008) (citing *Beaver Dam Coal Co. v. United States*, 370 F.2d 414, 416-17 (6th Cir.1966); *Byram v. Comm'r*, T.C. Memo. 1975-135, 34 T.C.M. (CCH) 626; *Am. Smelting & Refin. Co. v. United States*, 191 Ct. Cl. 307 (1970); *Fairfield Plaza, Inc. v. Comm'r*, 39 T.C. 706, 712, (1963), acq., 1963-2 C.B. 3; *Ayling v. Comm'r*, 32 T.C. 704, 711 (1959), acq., 1959-2 C.B. 3; *Cleveland-Sandusky Brewing Corp. v. Comm'r*, 30 T.C. 539, 545 (1958), acq., 1958-2 C.B. 3), *aff'd per curiam*, 333 Fed. Appx. 572 (Fed. Cir. 2009).

43) 262 F.3d 851, 853-54 (9th Cir. 2001).

44) The comparison was made between "Greenacre," which was "almost certain to receive ... federally subsidized water rights," and "Brownacre," which "will almost certainly remain parched." *Id.* at 854.

み損失を生み出すことになる。納税者はレガシーコインを売却し、完全に人工的な大きな資本損失を認識しうる。この結果は、納税者が未実現利益も未実現損失も持たずに元の硬貨を保有していたという状況の真の経済性を反映していない。納税者は、この人為的に生成された損失を使用して、他のキャピタルゲインを相殺することができます。納税者が新しいコインを売却した場合、同様に不適切な結果が得られる。この場合、納税者は人為的な利益を報告しなければならない。いずれにせよ、*Gladden* のゼロベースルールは、水利権が付与される可能性が高いときに *Gladden* 家が土地を購入したため、ディクタにすぎず、したがって第9巡回区裁判所さえも拘束力を有しない。

判例法によって支持されている別のアプローチは、「オープン・トランザクション」の原則に基づく。オープン取引に関する影響の大きい訴訟は、1931年にさかのぼる *Burnet v. Logan* 事件⁴⁵⁾ で、最高裁判所は、ローガン夫人は現金と鉱山から採掘された鉄鉱石の量に基づく年間支払いと引き換えに、企業株式の売却による所得を認識していないと判示した。当最高裁は、売却で実現した金額を決定するために「単なる見積もり、仮定、および推測 (mere estimates, assumptions, and speculations)」を使用することを拒否し、ローガン夫人は、実現された金額が最初に投資した金額を超えることが確実に判明するまで所得認識を繰り返すことができた⁴⁶⁾。これは、取引の課税が利益が実現するかどうか分かる後日まで開いたままにされるため、「オープントランザクション」ドクトリンと称される⁴⁷⁾。オープン・トランザクション・ドクトリンを広範囲に研究してきた Jeffrey Kwall 教授は、議会がオープン・トランザクション・ドクトリンに承認の印を一度も与えていないと説得力を持って主張している⁴⁸⁾。

Logan のようなほとんどのオープントランザクションケースは、不確実な価額を有する財産が取引で受領されたときに実現される額の決定に係る事案である。*Fisher v. United States* 事件⁴⁹⁾ では、請求裁判所は、より大きな資産の取得時により大きな資産の構成要素の価値が不確実である場合の根拠の配分に教義を拡張した。*Fisher* は、いくつかの保険会社の相互廃止、すなわち相互保険会社の公開会社への転換に関与した。非相互化以前は、保険契約者は生命保険自体に係る利益に加えて、特定の「所有権 (ownership rights)」を有していた。投票権と剰余利益の分配権を含む所有権は、基礎となる保険契約とは別に売却することができず、保険契約が終了すると自動的に終了した。*Fisher* では、保険会社が相互に分離したとき、納税者は所有権を放棄することと引き換えに公開会社の株式を受領した。本件における争点は、後に株式が売却された時に納税者が認識しなければならない

45) 283 U.S. 404 (1931).

46) *Id.* at 412.

47) *See id.* at 413 (“The transaction was not a closed one. Respondent might never recoup her capital investment from payments only conditionally promised.”).

48) Jeffrey L. Kwall, Out with the Open-Transaction Doctrine: A New Theory for Taxing Contingent Payment Sales, 81 N.C. L. REV. 977, 994-96 (2003).

49) 82 Fed. Cl. 780 (2008).

所得の額であり、それはもちろん、納税者の株式の取得価額に依存していた。すべての当事者は、株式における納税者の根拠が所有権における納税者の根拠と同等であることに同意した。内国歳入庁は、納税者は所有権の取得価額がゼロであると主張し、代わりに、保険料が支払われた時点では権利に価値がなかったか、所有権が保険契約に基づく他の権利と非常に絡み合っていたため、「価額に影響され難い (not susceptible to valuation)」と主張した⁵⁰⁾。皮肉なことに、当請求裁判所は後者の主張を受け入れたが、所有権を別々に評価することができない場合、所有権と基礎となる政策との間の政策における納税者の根拠のいかなる配分も不可能であると推論した。その後、裁判所は、株式売却の収益が保険契約全体における納税者の基準を超えていないため、納税者は所得を認識していないとして、オープン・トランザクション・ドクトリンのバリエーションを適用した。*Fisher* は保険会社の相互排除の文脈における問題に関する最終的な判断ではなかったことに留意すべきである。第9巡回区裁判所は、*Dorrance v. United States* 事件における内国歳入庁のゼロベースの議論を支持した⁵¹⁾。

オープントランザクション取り扱いを暗号通貨のハードフォークに適用することが適切であるとは思われないが、それにもかかわらず、それは、*Fisher* 事件（少なくとも第9巡回区裁判所を除く。）に依拠し、*Dorrance* が関連する先例である場合には、一部の暗号通貨の所有者がそのような措置を取ることを選ぶかもしれない立場である。所有権が保険契約の他の権利と本質的に関連しているというフィッシャー裁判所の推論は、間違いなく暗号通貨の文脈で適用されるであろう。結局のところ、レガシー通貨と新しい通貨を区別する唯一のことは、それらを支配するソフトウェアプロトコルの違いである。元の通貨を支配するソフトウェアプロトコルは、これら2つの新しいプロトコル、および他の多くの可能なプロトコルに進化する可能性を常に有していた。可能な各プロトコルを分離し、元のコインが購入された時点でそのプロトコルに価値を置くことは不可能である。

コインの価値が上昇した場合、オープントランザクション処理は、ベースリカバリを可能な限り延期するため、すべての処理の中で最も有利である。次のシナリオを考えてみることにする。納税者が100ドルでオリジナルのコインを購入しました。コインはその後ハードフォークを受け、その後、レガシーコインは\$150の価値があり、新しいコインは\$50の価値があった。納税者がすぐに新しいコインを売却した場合、実現された金額(\$50)は両方のコインの納税者の単一基準(\$100)よりも小さいため、利益は実現されません。これは、レガシーコインと新しいコインの合計価値が元のコインの2倍であっても当てはまります。このシナリオでは、納税者がレガシーコインを売却するまで課税が繰り延べられる。たとえば、レガシーコインの価値が\$150のままであり、納税者がコインを売却した後、実現された金額(\$150)と単一基準の残り(\$50)との差であるため、\$100の利益が実現される。

50) *Id.* at 796.

51) 809 F.3d 479 (9th Cir. 2015).

要約すると、ルーディングと判例は、ハードフォーク後にレガシーコインと新しいコインの間に元のコインの基礎を割り当てる3つの潜在的な方法、すなわちオープントランザクション方法、ゼロベース法、および取得日割り当てを特定する。これらの方法のどれも満足のいくものではない。オープン取引方法は、コインの価値が高騰した場合に真実であるにはりにも良く、納税者が現金化し始めてからかなり後に課税を繰り延べる可能性がある。ゼロベース法は、新しい通貨が大きな価値を持つときはいつでも不適切な結果をもたらす。それは納税者にレガシー通貨を売ることによって人為的な損失を生み出す機会を提供するか、または納税者に新しい通貨を売るときに人工的な利益を認識することを要求する。最後に、判例は、取得日におけるより大きな不動産の部分の価値に比例して基準を割り当てることを強く支持しているが、フォークがその時点でまだ考慮されていなかった場合、元のコインが取得された日にレガシーコインと新しいコインの評価は明らかに不可能である。

評価の難問に対する明白な解決策は、フォークの日付（またはそれに近い）にレガシーコインと新しいコインの相対値に比例して取得価額を割り当てることである。これは、他の学者が進めてきた解決策である。もう一度、簡単な例を考えてみる。元のコインは\$100で購入されました。コインはその後ハードフォークを受け、その後、レガシーコインは\$150の価値があり、新しいコインは\$50の価値があった。レガシーコインの価値はフォーク時のレガシーコインと新しいコインの合計価値の4分の3であるため、元のコインの基礎(\$75)の4分の3がレガシーコインに割り当てられ、4分の1(\$25)が新しいコインに割り当てられる。

フォーク日の価値に基づいて取得価額を割り当てるという直感的な魅力にもかかわらず、そのようなアプローチに適切な権限があるかどうかは疑問が残る。では、配賦が「衡平」であることを要求しているが、この基準を満たすアプローチは指定されてない。上で論じたように、判例法の膨大な重みは、割り当てが取得日の値に基づくべきであることを示唆している。ただし、販売日値が使用された場合がある。納税者が、細分化された不動産の売却を含む事件において、取得日の価値に関する証言を入力しなかった場合、本サービスによる販売日評価額の使用は支持された⁵²⁾。同様に、裁判所が納税者の利己的な証言に納得せず、「購入時から販売時までの間に相対価値を著しく変化させるようなことは何も起こらなかったようだ」と結論付けたとき、裁判所は販売価格に基づくサービスの配分を支持した⁵³⁾。これらの事案では、販売日の値が使用されますが、取得日の値に基づく配賦が理想として支持されている。

さらに有益なことに、企業株式の分配に関するいくつかの状況があり、コードの明示的な委任に従って、財務省のレギュレーションは分配日の値に比例して基準の配分を規定する。そのうちの1つは、株主が保有する元の株式と非課税株式配当で受け取った株式との

52) Cullinan v. Comm'r, 5 B.T.A. 996, 1001 (1927) (some lots purchased in 1916 and some in 1919; sales of lots in 1919 at issue).

53) Clayton v. Comm'r, T.C. Memo. 1956-21, 15 T.C.M. (CCH) 105, *aff'd*, 245 F.2d 238 (6th Cir. 1957).

間の取得価額の配分を定める内国歳入法 §307 に基づいている⁵⁴⁾。上記の暗号通貨のフォークの例に似た例を考えてみよう。\$100 を基準に普通株式の1株を所有する株主は、非課税配当として優先株式の株式を受け取る。配当の直後に、普通株式の株式は\$150の価値があり、優先株式の株式は\$50の価値があると仮定する。この規則の下では、分配後の優先株式の価値は、合算価値の4分の1に等しく、普通株式と優先株式は、普通株式の当初の基準(\$25)の4分の1に割り当てられ、普通株式の基準は元の基準(\$75)の4分の3に減額される。

この例の非課税株式配当は、暗号通貨のハードフォークと似ている。株主が配当の何年も前に普通株式を購入した少数株主であり、優先株式が配当に関連して作成された新しいクラスの株式の一部であったと仮定する。元の普通株式を購入する時点で、株主は、会社が新しい種類の優先株式を作成し、配当として発行する可能性があることを知っていたが、株主は最終的に発行された優先株式のクラスの特定の特性を知る方法がない。元の株式が取得された時点での将来の所有権の分割の未知で未知の性質のために、規制はその日に2つのクラスの株式に仮説的な価値を置こうとはしない。規則は、代わりに分配日に株式を評価することを選択する。同じ理論的根拠が暗号通貨のハードフォークの文脈にも当てはまる。

フォーク日の価値に比例してコインベースを割り当てるための明確な法律、規制、または判例法の支持はないが、それが最も適切な方法であり、納税者が採用できるとおもわれる。これは、上記で説明したように、すべての選択肢が満足いく結果を得ていないためである。とはいえ、フォークの時点で暗号通貨を評価することには、特に新しいコインのために、多くの障碍がある。Chason 教授は、新しい通貨の実際の「誕生の瞬間」を決定することの難しさ、薄くて不安定な市場、暗号通貨取引所によるサポートの欠如、元の通貨の所有者への通知の欠如など、多くの障碍を的確に同定する⁵⁵⁾。勿論、これらの困難はすべて、内国歳入庁のルーディングに反映された多数派アプローチを適用する際の障碍である。実際、新しいコインの価値は、どちらかのコインが販売された場合にのみ関連する取得価額の配分の単なる要因ではなく、すぐに認識される収入の尺度であるため、大多数のアプローチの下では、当該困難ははるかに大きな影響を与える。

思うに、レガシーコインと新しいコインの「真の」価値は、フォークの翌月全体など、ある期間の平均値であると最もよく理解されている。しかし、そのような値の決定方法に関する基準が設定されておらず、納税者を自分のデバイスに任せると、結果は納税者に

54) Reg. §1.307-1(a) (promulgated under the explicit grant of authority by I.R.C. §307(a)). This section applies where there is a distribution of stock that is tax-free under Code section 305. This is the section that codifies the holding of *Macomber*. A similar rule applies in the case of a “spin-off” of the stock in a controlled corporation to the shareholders of the controlling corporation that is tax-free under Code section 355. See Reg. §1.358-2(a)(2)(i) (promulgated under the explicit grant of authority in I.R.C. §358(b)).

55) Eric D. Chason, *A Tax on the Clones: The Strange Case of Bitcoin Cash*, 39 VA. TAX REV. 19, 30 (2019).

よって大きく異なる可能性があります。米国公認会計士協会（AICPA）が指摘するように、標準的なアプローチの欠如は、納税義務の遵守に苦勞している納税者に「過度の負担」をかけることにもなる。納税者が新しい通貨を支配し、支配権を持つようになるまで評価を延期することは、納税者間のさらに大きなバラツキにつながるであろう。

これらの評価の難しさに照らせば、取得価額の配分の問題に対処するための推奨事項が提案される。内国歳入庁は、「適用される連邦レート」のアプローチと同様に、新しいフォークのたびに数か月以内に割り当て比率を計算して公開する必要がある。内国歳入庁が特定のフォークに対処していない場合には、フォークは非常に曖昧で重要ではないため、新しいコインの適切な評価はゼロに丸められます。おそらく、サービスのガイダンスは、議会または財務省による明示的な承認がなければ、セーフハーバーとしてのみ機能する。

IX. 終了例示と結論

ハードフォークの課税に関わる利害関係を理解するには、第VII部で議論されたABC-BSVフォークを詳しくみることが有益である。納税者が2018年1月1日に2,433ドルでビットコイン現金コインを1枚購入したとする。ABC-BSVフォークの前日（2018年11月14日）の終わりに、そのビットコイン現金コインは\$425、これは\$2,008の含み損を反映している。説明のために、11月15日に同年代の情報源によって報告されたABCコインとBSVコインの価格がそれらの価値の最良の尺度であると仮定する。ABCコインの価値は\$289（合計値の75%）であり、BSVコインの価値は\$97（合計価値の25%）であった。2つのコインの合計価値（\$386）は、前日のビットコインCashコインの終値（\$425）よりも39ドル小さかったことに注意する。内国歳入庁のルーディングの下では、BSVが新しいコインとして識別されたと仮定すると、納税者は直ちに経常利益の97ドルを認識することになる。ABCコインの納税者の取得価額は元のビットコイン現金コイン（\$2,433）と同じだが、BSVコインは認識された所得の\$97に等しい取得価額となる。要するに、当該ルーディングは、コインの合計価値が減少したにもかかわらず、納税者に所得の97ドルを認識することを強制し、納税者は実質的な未実現損失で元のコインを保有していた。

筆者のアプローチははるかに合理的である。元のビットコイン現金コインの納税者の基準は公平に割り当てられる。レガシーABCコインは元の\$2,433ベースの75%、つまり\$1,825に割り当てられる。新しいBSVコインは、元の\$2,433ベース（\$608）の25%が割り当てられる。いずれのコインにも組み込まれる損失（ABCコインの場合は\$1,536、BSVコインの場合は\$511）があり、納税者が未実現の損失で元のコインを保有していたため、適切な結果である。元のコインと同様に、両方のコインは資本資産となる。それらはまた、元のコインと同じ保有期間を有することとなる。

最も合理的な結果を生み出すことに加えて、ハードフォークを元のコインをレガシーコインと新しいコインに分割することとして扱うことは、事実と法律の両方の問題として正しいアプローチである。実際、第III部で説明したように、レガシーコインと新しいコインはどちらも同じ元のコインに「タイトルの連鎖」をたどり、ロットの不動産が大きな区

画が細分化された後、同じ大きな区画にタイトルをさかのぼるとほぼ同じである。レガシー暗号通貨と新しい通貨を区別する唯一のものは、コインの作成と転送のルールを含む、それぞれの技術アーキテクチャを管理するソフトウェアプロトコルである。実際、フォークは、結果として生じるコインの一方または両方を支配するソフトウェアプロトコルの変更により引き起こされる可能性があるため、一方の通貨を新しい通貨として、他方をレガシー通貨として識別することは、主に任意である。そうすることは、より大きな区画を細分化した後に、あるロットの不動産を別のロットと区別することよりも意味がない。したがって、内国歳入庁のルーディングにあるような課税システムは、結果として生じる通貨の1つの価値によって総所得を測定するものであり、不合理で不当である。

実現の原則は、連邦所得税の基礎である。おそらく、この原則には、*Macomber* 事件の最高裁判決により確立され、*Glenshaw Glass* 判決により再確認された憲法上の根拠がある。しかし、たとえ当該原則に憲法上の根拠が存せずとも、それは綱領の構造に確立されている。原則からの逸脱は、内国歳入法によって明示的に承認されなければならない。内国歳入庁は、単なるレベニュー・ルーディングによってこの原則を覆すことはできない。実現原則の下では、資産に関連する売却、処分、またはその他の実現事象がない限り、資産の価値の増加の結果としての総所得は存し得ない。不動産の細分化や仮想通貨のハードフォークなど、単なる資産の分割は、実現事象ではない。

事実に戻り、本章の冒頭の例を考えてみよう。この例では、コインが購入されてから通貨がハードフォークを経験するまでの間に、元のコインの価値が低下していた。したがって、フォークが実現事象であったとしても、フォークによってロック解除された可能性のある未実現の評価はなかった。しかし、フォークを財産処分の文脈で分析するのではなく、グロスベースで適切に測定される収入のタイプとして分析する必要がある場合はどうか。これらの線に沿った有効な代替理論は構築できない。例えば、新しい暗号通貨コインは元のコインを使用するための賃貸ではなく、発掘された財産でもなく、未承諾のサンプルでもない。ハードフォークからの所得は、これまでみたことのない新しい種類の所得であると主張しても、ハードフォークは *Glenshaw Glass* の下で要求されるような「富への加入」をあらわしていないため、議論は失敗する。本章の冒頭の例では、この事実は極めて明確である。つまり、フォーク後のレガシーコインと新しいコインの合計額は、フォーク前の元のコインの価値よりも低かった。フォーク後にコインの合計価値が上昇した場合でも、その増加はハードフォーク自体の結果ではなく、暗号通貨投資家の熱意の高まりの結果である。

ハードフォークによって暗号通貨が2つのコインに分割されることが確立されたら、各コインの取得価額を決定する必要がある。法律は完全に明確ではないが、最善の解決策は、フォークの時点（またはそれに近い時間）に比例して、元のコインの基礎を2つのコイン間で分割することである。実質的な評価上の問題と、すべての納税者に対して確実に一貫した解決策を持つことの妥当性を認識して、筆者は、サービスが毎年末までに、その年に発生したすべてのフォークの割り当て率を公表すべきであることを提案する。

(完)

【謝辞】本研究は、「スマート・コントラクト時代におけるデジタル金融資産取引の課税のあり方に関する法政策学的研究」と題する研究テーマについて、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団2020年度学術研究事業による助成を受けたものである。